

Title	司書教諭の活動時間の確保と学校司書の配置が学校図書館利活用に与える効果
Sub Title	Impacts of working arrangements of teacher librarians and school librarians on the level of services in school libraries
Author	松本, 美智子(Matsumoto, Michiko)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	2017
Jtitle	Library and information science No.77 (2017.) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	【目的】司書教諭が発令されている小学校において、司書教諭時間確保による学校図書館サービスとその学校図書館利活用への効果、さらに司書教諭時間確保の有無と学校司書配置の有無で区分した学校状況の違いによる学校図書館サービスとその学校図書館利活用への効果を考察することを目的とする。 【方法】2012年8月、小・中・高等学校各2,000校に実施された国立青少年教育振興機構によるウェブアンケートのデータに基づき、司書教諭発令の小学校246校を対象に、司書教諭時間確保の有無、学校司書の有無で4つの学校状況(①司書教諭時間確保有・学校司書有、②司書教諭時間確保有・学校司書無、③司書教諭時間確保無・学校司書有、④司書教諭時間確保無・学校司書無)に分け、学校図書館サービス、学校図書館利活用とのクロス集計を実施し、司書教諭時間確保と4つの学校状況別の効果を分析した。 【結果】司書教諭時間確保の効果の分析では、司書教諭時間確保をしている学校では、学校図書館サービス、学校図書館利活用の項目24項目中20項目(83.3%)に効果が見られ、司書教諭時間確保が学校図書館サービス、学校図書館利活用に有効であることが明らかになった。また、4つの学校状況別の効果の分析では、①司書教諭時間確保有・学校司書有の学校状況が、学校図書館サービス、学校図書館利活用の項目24項目中17項目(70.8%)で高評価を示しており、①の学校状況が学校図書館サービス、学校図書館利活用に最も有効であることが明らかになった。さらに、4つの学校状況別の効果の結果から、学校司書を配置している学校(91.7%の項目が高評価)が、司書教諭時間を確保している学校(75.0%の項目が高評価)に比べ、学校図書館サービス、学校図書館利活用に有効であることも明らかになった。 Purpose : The purpose of this study was to examine the following two issues in elementary schools that appoint teacher librarians : how securing time for school library duties affects both the level of library services and utilization of school libraries ; and how different arrangements of teacher librarians' time for library duties as well as different employment arrangements of school librarians affect the level of library services and utilization of school libraries. Methods : The study was conducted based on the data from a survey on 2,000 schools in Japan (elementary, junior high, and high schools) by the National Institution for Youth Education ; 264 schools that appoint teacher librarians were selected for analysis. The schools were categorized into four groups based on the employment arrangement of teacher librarians : schools with and without securing time for library duties, and with and without appointment of school librarians. Cross tabulation was used between the four groups and the two variables to examine the

	relationship with the level of library services and the utilization of the school libraries. Results : Schools that secure teacher librarians' time for library duties were shown to provide higher levels of library services and utilization of school libraries (83.3% of service and utilization items covered). In addition, employing a school librarian coupled with securing a teacher librarian's time for library duties was shown to be the most effective combination for achieving a higher level of library services and utilization of school libraries (70.8% of the items covered). Furthermore, employing school librarians was shown to be more effective (91.7% of items covered) than securing teacher librarians' time for library duties (75.0% of the items covered).
Notes	原著論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000077-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原著論文

司書教諭の活動時間の確保と学校司書の配置が 学校図書館利活用に与える効果

Impacts of Working Arrangements of Teacher Librarians and School Librarians on the Level of Services in School Libraries

松本美智子

Michiko MATSUMOTO

Summary

Purpose: The purpose of this study was to examine the following two issues in elementary schools that appoint teacher librarians: how securing time for school library duties affects both the level of library services and utilization of school libraries; and how different arrangements of teacher librarians' time for library duties as well as different employment arrangements of school librarians affect the level of library services and utilization of school libraries.

Methods: The study was conducted based on the data from a survey on 2,000 schools in Japan (elementary, junior high, and high schools) by the National Institution for Youth Education; 264 schools that appoint teacher librarians were selected for analysis. The schools were categorized into four groups based on the employment arrangement of teacher librarians: schools with and without securing time for library duties, and with and without appointment of school librarians. Cross tabulation was used between the four groups and the two variables to examine the relationship with the level of library services and the utilization of the school libraries.

Results: Schools that secure teacher librarians' time for library duties were shown to provide higher levels of library services and utilization of school libraries (83.3% of service and utilization items covered). In addition, employing a school librarian coupled with securing a teacher librarian's time for library duties was shown to be the most effective combination for achieving a higher level of library services and utilization of school libraries (70.8% of the items covered). Furthermore, employing school librarians was shown to be more effective (91.7% of items covered) than securing teacher librarians' time for library duties (75.0% of the items covered).

松本美智子：筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程

Michiko MATSUMOTO: Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba.

e-mail: mat-koen@arion.ocn.ne.jp

受付日：2016年3月18日 受理日：2016年11月1日

- I. はじめに
 - A. 学校図書館における司書教諭と学校司書の現状と課題
 - B. 司書教諭の時間確保措置
 - C. 司書教諭の時間確保に関する研究動向
- II. 研究の目的と方法
 - A. 研究の目的
 - B. 研究の方法
- III. 調査結果
 - A. 司書教諭の時間確保と学校図書館サービス、学校図書館利活用との関係
 - B. 学校状況と学校図書館サービス、学校図書館利活用との関係
- IV. 調査結果の分析と考察
 - A. 司書教諭の時間確保と学校司書の配置との関係の分析と考察
 - B. 学校状況と学校図書館サービス、学校図書館利活用との関係の分析と考察
 - C. 司書教諭の時間確保の効果と学校司書の配置との関係
 - D. 司書教諭の時間確保の効果と学校司書の配置の効果の比較
 - E. 司書教諭の時間確保、学校司書の配置の必要性
- V. おわりに
 - A. 司書教諭の専任化の限界と時間確保の可能性
 - B. 二職種併置の利点
 - C. 今後の課題

I. はじめに

教員が、学校教育において学校図書館を利活用するということは、学校図書館の3つの機能（読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能）と学校図書館サービス¹⁾[p. 176]について認知し、あらゆる教科の授業でそれらの機能とサービスを意図的・計画的に利活用することである。その結果、授業改善・充実が進み、児童の主体的・意欲的な読書活動・学習活動の展開へと繋がるのである。しかし、教員に学校図書館の機能やサービスについての理解が必ずしもあるとはいえず、その上、学校図書館の利活用には学校図書館の専門的な知識も必要である。そのため、司書教諭、学校司書による教員への支援（教員サポート機能）が求められる。一方、教員からも司書教諭、学校司書に対し支援を求めているということが筆者の調査²⁾[p. 65]と独立行政法人国立青少年教育振興機構による「子どもの読書活動

と人材育成に関する調査研究（教員調査）」³⁾[p. 101]の結果に表れている。学校図書館と教員をつなぐような支援の実施には、学校図書館の専門的知識を持つ職員としての司書教諭と学校司書の存在が欠かせない。両者には、それぞれの専門的な職務に基づき連携・協働することで、教員の学校図書館利活用を支援していくことが求められている。

A. 学校図書館における司書教諭と学校司書の現状と課題

1. 司書教諭発令と学校司書の配置

1953年の学校図書館法第5条によると“学校図書館の専門的な職務を掌らせるため司書教諭を置かなければならない。司書教諭は教諭をもって充てる。当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない”とあり、司書教諭資格を持った教員の「充て職」となっている。つまり、司書教諭には資格を与えなければならず、その確

保に時間がかかるため、附則 2 項により“当分の間置かないことができる”とされ、司書教諭未配置の状態は 1997 年の学校図書館法改正まで 50 年近く続いた。この間、司書教諭の養成は進んでも発令・配置の遅れが続き、「司書教諭の定めあれど、司書教諭なし」とまで言われていた⁴⁾[p. 46]。

1997 年の学校図書館法改正により附則 2 項が制限つきで撤廃され、2003 年から 12 学級以上の学校に「充て職」の司書教諭の設置が謳われ、発令が始まったが、11 学級以下の学校においては、司書教諭を置かないことができることになっていた。「司書教諭」は、学校教育法⁵⁾、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律⁶⁾に規定されておらず、教諭が担当する校務分掌の 1 つとして職務命令により発令され⁷⁾、学級担任、教科担任兼務という位置づけであった。2003 年以降 12 学級以上の学校に司書教諭は「充て職」のまま必置となり、発令された小学校の割合は、2001 年 6.1%、2002 年 8.2%、2003 年 52.1%、2015 年 70.7%という発令率を示している⁸⁾。12 学級以上の小学校については、ほぼ全校に発令されている (99.1%、2015 年)⁹⁾。しかし、「充て職」である限り、教員としての授業が優先され、図書館の職務に関わる時間はほとんどない。このように司書教諭の実態がない中、「学校図書館の専門的な職務」に当たっていたのは、当時の法律に定めのない「学校司書」であった。

学校司書は、以上のような事情の中でそれぞれの地域の必要に応じて独自に配置されてきており、教育委員会雇用の常勤正規職員から PTA 雇用の臨時職員、学校雇用の有償ボランティア等様々な雇用形態があった。当時法的に根拠を持たない学校司書が配置されていく中、2005 年、文字・活字文化振興法の第 8 条 2 項に“司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備”と記載され、学校司書が初めて法的認知を得た。2014 年 6 月に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、第 6 条に“専ら学校図書館の職務に従事する職員”と定義され、法的根拠を持つようになった。

しかし、学校司書配置は努力義務に留められており、学校図書館法改正後も資格要件は問われず、勤務条件や職務内容も地方自治体により異なっている。学校司書が機能するためには、「正規職員」での雇用が求められるが、これを実現するには、学校教育法に「学校司書」の職名を位置付けることが必要であろう。

司書教諭発令後も、学校司書を配置する自治体は増えている。学校司書の配置されている小学校の割合は、2005 年 40.7%、2010 年 50.9%、2015 年 68.1%と伸びている⁸⁾。学校司書法制化後、学校図書館は、学校図書館専門職員としての司書教諭と学校司書の二職種併置体制で進んでいくこととなった。学校司書は前述のように、資格要件、勤務条件等、現状では課題が多いが、2015 年から「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」という審議会が文部科学省に置かれ、これらの課題が検討され、2016 年 10 月に「これからの学校図書館の整備充実について (報告)」として取りまとめられた。

2. 司書教諭と学校司書の職務

学校図書館法において、司書教諭は“学校図書館の専門的職務を掌らせる”¹⁰⁾とあり、また 1997 年の学校図書館法改正において、“学校図書館の中心的な役割を担う”¹¹⁾とある。このように、学校図書館の中でリーダーとなるのが司書教諭である。一方、学校司書は“学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭とは別個のものである”と記されている。1999 年の「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて：司書教諭と学校司書の関係・協同を考える」¹²⁾においては、司書教諭は「経営的・指導助言的職務」、学校司書は「奉仕的・指導助言的職務」を担うと記されている。

全国学校図書館協議会の示している司書教諭の職務を見てみると、主に、学校図書館の経営及び指導面を担当するとあり、具体的には、「学校図書館経営方針の立案」、「学校図書館経営・運営計画の立案」、「研修計画の立案」、「学校図書館組織

の編成」、「規程・基準類の作成」、「学校図書館評価」、「校内・校外組織との連絡・調整」、「読書指導の実施・協力・支援」、「学習指導の実施・協力・支援」、「情報活用能力育成指導の実施・協力・支援」、「児童生徒図書委員会の指導」、以上の11項目が挙げられている¹³⁾。1998年の「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」¹⁴⁾では、メディア専門職としての司書教諭の役割が、子どもたちの主体的な学習を支援するとともに担任とのチーム・ティーチングを行うこと、教育用ソフトウェアやそれを活用した指導例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助等、多岐にわたっている。

一方、学校司書は“学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員”(学校図書館法第6条)であり、具体的な職務について前述の全国学校図書館協議会の示しているものを見ると、主に、学校図書館の整備及び奉仕的職務を担当するとあり、具体的には、「学校図書館メディアの組織化」、「調査統計・記録の作成」、「展示・掲示の作成・管理」、「図書館施設・設備の維持・管理」、「学校図書館メディアの提供」、「学習活動の支援」、「レファレンスサービス」、「情報の紹介、資料リストの作成」、「読書案内」、「広報活動」、「ホームページの作成・更新」、「機器の利用支援」、以上の12項目が挙げられている¹⁵⁾。2014年3月に学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議が示した「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」では、学校司書の業務について、児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務の3つの観点に分けて例示している。具体的な職務については、間接的支援には、図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営が挙げられており、直接的支援には、館内閲覧と館外貸出、ガイダンス、情報

サービス、読書推進活動が挙げられており、教育指導への支援には、教科等の指導に関する支援、特別活動の指導に関する支援、情報活用能力の育成に関する支援が挙げられている¹⁶⁾ [p. 10]。

教員が学校図書館の3つの機能(読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能)と学校図書館サービスを活用した授業を進めていくには、司書教諭と学校司書がそれぞれの専門知識を活かし連携・協働し、専門的職務を実施していくことが求められるのである。

B. 司書教諭の時間確保措置

「司書教諭の時間確保」は、「司書教諭の時間軽減」と言われることが多く、1997年の文部科学省の「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」¹¹⁾においても、“司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能である”と表記されているが、本研究では、「司書教諭が学校図書館の職務に当たる時間の確保」と考え、「司書教諭の時間確保」とした。

学校図書館の経営・運営について中心的な役割を担う司書教諭だが定数法の位置付けがなく、教員等の定数の中で配置され、学級担任、教科担任等の兼任であるため、司書教諭として学校図書館職務を実施する時間は確保されていない現状がある¹⁷⁾。

つまり、学校図書館法の司書教諭は「充て職」であり、「充て職」で足りるとした職務であるということである。それならば、「充て職」の範囲で「学校図書館の専門的職務」を掌るしかない。しかし、「学校図書館の専門的職務を掌る」には、司書教諭の仕事量、専門性からみても、とても「充て職」で出来る職務ではないことは明らかである。職務量の多さから言えば、兼業ではなく専業、つまり専任の司書教諭という独立した「職」が求められるところである。専任司書教諭が現実のものとならないとしても、その職務の活動時間

第1表 司書教諭の有資格者の人数と割合、司書教諭発令校の割合、司書教諭時間確保の割合と確保時間：2002年～2015年（小学校）

年度	司書教諭有資格者の 人数と割合	司書教諭発令校の 割合	司書教諭時間確保の 割合と確保時間	学校司書配置の割合
2002	1.9人（63.2%）	8.2%	調査無し	30.8%
2003	2.1人（82.9%）	52.1%	調査無し	37.0%
2011	2.6人（85.3%）	53.4%	10.7%（確保時間調査無し）	53.1%
2012	2.8人（82.9%）	60.9%	10.1%（確保時間調査無し）	55.4%
2013	2.8人（87.9%）	67.9%	9.4%（3.3時間）	66.4%
2014	2.9人（90.0%）	59.4%	11.3%（3.7時間）	64.1%
2015	2.8人（89.1%）	70.7%	9.7%（3.0時間）	68.1%

第2表 学校図書館の職員の課題（司書教諭時間確保）：2011年～2015年

年度	学校図書館職員の課題	内容
2011	司書教諭の時間確保9割が「なし」	・時間確保は喫緊の課題である
2012	司書教諭の時間確保9割が「なし」	・時間確保は喫緊の課題である
2013	司書教諭に時間を、学校司書を教育職に	・司書教諭が実力を付けて行くための時間が絶対に必要である ・学校司書は授業にも関われる存在として教育職であることがふさわしい
2014	高校で学校司書増加	・2013年配置率が76.9%に落ち込んだが、2014年は89.5%となり、過去10年で最高値となった
2015	司書教諭の時間確保が課題	・司書教諭の時間確保校の割合、確保時間数の増加が見られない ・司書教諭の活動時間が確保されるように各教育委員会、各学校で対処しなければならない

の確保、もしくは、司書教諭が発令され、その職務に充てられている間の専任化の措置がとれるような改善が求められるだろう。学校図書館の仕事をする時間の確保がないということは、司書教諭にとり大きな負担であり、同時に職務を遂行したくとも十分にできない状況を生み出している。

1. 小学校における司書教諭の時間確保等の現状

全国学校図書館協会による「学校図書館調査」では、「学校図書館における司書教諭の現状」についての調査報告をしている。全国学校図書館協会の研究調査部は、毎年6月に全国の小・中・高等学校から都道府県ごとに3%無作為抽出した学校を対象に、学校図書館のメディア、職員、経費等に関する質問紙調査を実施し、その調査結果を『学校図書館』11月号に掲載している。

その中から本稿では、「学校図書館の職員」を参考に、「司書教諭の時間確保等の現状（小学校）」を第1表にまとめ、「学校図書館職員の課題」を第2表にまとめた¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾²¹⁾²²⁾。

司書教諭有資格者の人数と割合、司書教諭発令校の割合、司書教諭時間確保の割合と確保時間、学校司書配置に関して2002年、2003年、2011年～2015年の割合を示した。

1997年の学校図書館法一部改正により、2003年から12学級以上の学校には司書教諭必置となったため2002年に司書教諭発令の割合が8.2%だったのが2003年には52.1%と急激に増加している。その後は発令が順調に進み、2015年には70.7%となっている。

2015年の時点で、司書教諭の資格を持っている教員は各小学校において2.8人いるが、有資格

者が司書教諭に発令されるとは限らない（司書教諭発令校の割合では70.7%）。また、10%近くの学校に有資格者がいない。有資格者が司書教諭として発令されることになれば、90%近くの学校には2人体制で司書教諭配置が可能となる。

司書教諭の時間確保のある学校の割合は、2011年以降10%前後であり、変化がない。充て職で学級担任兼務の司書教諭は時間確保のないまま学校図書館の仕事をしているのが現状である。司書教諭の職務は本章A第2項において、司書教諭と学校司書の職務で示したとおり学校図書館の経営方針の立案、学校図書館の経営・運営計画の立案、研修計画の立案、読書指導の実施・協力・支援等学校図書館に関する多くの職務があり、司書教諭の大きな負担となっている。また、司書教諭が学校図書館の職務を遂行するための活動時間の目安は、1955年の文部省による「学校図書館基準」の学校図書館職員：C-2に“兼任司書教諭の担当授業時間数は、週10時間以下とする”とあるが、実際に確保されている活動時間は週に3.0～3.7時間と非常に少ない（第1表参照）。

2. 学校図書館職員の課題

学校図書館の職員の項目に学校図書館職員における課題がタイトルとして書かれており、これを見るとこの5年間のうち、4年間は「司書教諭時間確保」が課題となっており、学校図書館の職員における最も重要な課題となっていることが分かる（第2表参照）。

3. 司書教諭時間確保に関する記述と司書教諭時間確保をしている自治体

司書教諭時間確保に関しては、1997年の学校図書館法改正で一言も言及されておらず、「充て職」の司書教諭発令に留まり、学校図書館の利活用を推進するものとはならなかったが、2005年の「文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開」²³⁾ (2) 学校教育に関する施策には、小規模校（12学級未満）への司書教諭の配置、学校図書館に関する業務を担当する職員配置の推進と、司書教諭の担当授業の軽減・専任化などの推進が書かれてい

る。また、文部科学省より各都道府県教育委員会等に通知された1997年の「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」¹¹⁾の3.留意事項(3)に“司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること”と通知している。このように、司書教諭時間確保は可能であると述べてはいるが、結局はそれぞれの自治体（教育委員会）や学校の裁量にゆだねられている。

司書教諭の活動時間確保に取り組んでいる自治体（教育委員会）として、鳥取県と荒川区（東京都）等がある。鳥取県では2003年以降、全公立学校に司書教諭が配置され、週に5時間の活動時間が学校体制によって確保されている。つまり、加配での人的配置ではなく、校内の他教員が授業を行う等の工夫で司書教諭の活動時間を確保している²⁴⁾ [p.7]。一方、荒川区では、「教科等での学校図書館活用の在り方」を研究しており、その一環として、2014年から小・中学校12校（モデル校）で週に2時間活動時間を確保し、時間確保分は講師を加配している²⁵⁾ [p.22]。活動時間確保の方法は、以上のように、各学校の管理職の判断のもと他教員の理解により活動時間を生み出しているところ、各自治体の施策として教育委員会レベルで財源措置し講師を加配しているところがある。このようにして生み出した貴重な活動時間を確保することで、司書教諭は学校図書館の専門的職務を掌ることができるのである。確保した時間内で、司書教諭が専門家として教員による学校図書館活用授業を的確な資料提供やチーム・ティーチング等で支援することで、学校図書館サービスが充実し、教員による学校図書館利活用が促進されるのである。さらに、このような支援の方法や過程を通し、教員間に学校図書館サービスの理解、司書教諭の仕事の理解も生まれ、司書教諭の時間確保への理解も進んでいくと思われる。

C. 司書教諭の時間確保に関する研究動向

学校図書館の人の問題に関しては多くの知見はあるが、司書教諭の時間確保と学校図書館サービス及び学校図書館利活用の関係を検証した先行研究は、筆者が調べた限りほとんど発表されていない。しかし、司書教諭の時間確保の実態、司書教諭の雇用体制（兼任司書教諭、専任司書教諭）に関する調査、研究は以下のようなものがある。

司書教諭の時間確保の実態について、1960年、山口勇による「労働過重の学校図書館主任：学校図書館担当教員の実態」²⁶⁾がある。学校図書館主任について性別・年齢からみた分布状況、授業時間数・学校図書館以外の校務分掌の有無、学級担任をしているかどうかの実態について解説している。学校図書館主任の担当授業時間数分布をみると週10時間以下は、小学校704人(4.0%)、中学校146人(1.7%)、高校88人(2.8%)にすぎない。中には0時間、すなわち専任とみられるものが、小学校223人(1.2%)、中学校54人(0.6%)、高校15人(0.6%)あったが、ほとんどの主任が一般教師と同程度あるいはそれ以上の授業を受け持ち、その余暇に学校図書館の運営を手掛けている現状であると明言している。さらに、学級担任の有無、他の校務分掌の分担の有無に関しても、小学校92%, 82%, 中学校75%, 78%, 高校52%, 67%であり、「学校図書館残酷物語」だと表現している。時間確保もなく、担任兼務、他の校務分掌も分担している学校図書館主任の厳しい状況が学校図書館の機能を麻痺させ、PTA費や図書館費による学校司書配置という事実を生み出していると説明している。

2003年、福岡市教育センターの入江久恵による「司書教諭の役割が活きる読書活動推進の在り方：読書指導・利用指導及び学校体制づくりに関する実態調査・事例研究に基づいて」がある²⁷⁾。福岡全市の司書教諭への質問紙調査で読書活動推進の実態を調べ、成果を挙げている実践を訪問調査で集め、司書教諭の専門性を活かす取り組みとそれを実現する学校体制について多くの事例を紹介している。その中に、他の教員（例えば少人数授業担当者）が司書教諭に代わって授業をするこ

とで司書教諭へ週1時間の活動時間確保した事例が紹介されている。時間確保により司書教諭が職務を果たすことができ、成果が挙がり、司書教諭自身のモチベーションも上がり、読書活動がさらに推進されたとある。校内で協力体制を作ることによって時間確保ができる仕組みづくりのためには、学校図書館の意義や図書館を活用した学習の良さについて教職員が理解していることが前提であることにも言及している。校内の協力体制の方法として、専科教員を加えて交換授業を行い時間を確保する、低学年担任が児童下校後授業を行い時間を確保する、学年合同授業を組み司書教諭以外の教員が指導を行いその時間を司書教諭の取り組み時間とすることが挙げられている。福岡市の実践を見ると司書教諭の時間確保はどの自治体、学校においても可能なのではないと思われる。

2005年、山口真也らによる「沖縄県学校図書館における雇用問題：司書教諭配置義務化後の変化と今後の望ましい雇用体制に関する考察」がある²⁸⁾。沖縄県内の学校図書館に勤務する学校司書を対象にアンケート調査を実施し、2003年司書教諭配置義務化以降の学校司書の雇用状況の変化と今後の望ましい雇用体制に関する学校司書の意見を明らかにしている。理想的な雇用体制としては、(1) 専任正規の学校司書と専任司書教諭の配置、現実的なものとしては、(2) 専任正規の学校司書と兼任司書教諭の配置（現状維持）という回答が過半数を占めていた。理想的な体制については回答者の約7割が(1)の回答を選んでおり、正規専任の学校司書と専任の司書教諭が手を取り合って学校図書館運営を行っていくことが学校図書館の望ましい雇用体制として支持されていることが明らかになっている。沖縄県は学校司書を長年雇用してきており、他府県とは事情が異なるが、専任の学校司書がいても専任の司書教諭が望まれているということは、これからの学校図書館の雇用体制の参考となる。ただし、高校の司書からは、専任司書教諭免許制度の確立と二職種併置の否定として、現職の学校司書を「専任司書教諭」へ移行させることが理想的であるとの回答が多く、学校段階間の考え方に大きな開きがあり、

学校図書館としての方向性を出す難しさが伺われる。

2009年、安藤友張による「学校図書館法改正後の鳥取県・岩手県における専任司書教諭配置施策に関する事例研究」²⁹⁾がある。地方自治体（鳥取県・岩手県）における学校図書館関係者、教育委員会事務局の指導主事、専任司書教諭が配置された公立学校の校長・専任司書教諭・教職員組合（岩手県のみ）に対する半構造化インタビュー調査を2007年、2008年に実施している。その結果、両県の共通点として、全校一斉配置ではない部分的な配置（モデル校配置）、司書教諭と学校司書の二職種併置が挙げられた。相違点は、加配措置の有無、人事方針（人選に関して鳥取県は現場経験年数・キャリアを考慮、岩手県は司書教諭資格のみ）、配置校種（鳥取県は小学校のみ、岩手県は小・中・高等学校）、配置基準となった学級数（鳥取県18学級以上、岩手県27学級以上：小学校）等であった。専任司書教諭配置施策は、一定の配置効果が挙げられていることが明らかにされたとある。専任司書教諭配置の制度化は、法的な後ろ盾や学校図書館を専門とする指導主事が教育委員会に配置されなければ、一過性の施策に終わり制度化につながらない可能性が高いと結論付けている。

2012年、日本学校図書館学会調査委員会による「学校図書館の現状に関するアンケート調査：平成22・23年度調査研究報告書」³⁰⁾がある。2010年に、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県、福岡県の公立、私立小・中・高等学校から無作為に599校抽出し（197校回答）、校長及び司書教諭に対して、学校図書館の現状に関するアンケート調査を実施している。司書教諭の時間確保に関して小学校（67校）では、司書教諭の持ち授業時間数を軽減している0%、他の校務分掌が軽くなるようにしている13%、特別な配慮はしていない85%、その他2%という結果であった。司書教諭として重視したいのに実施困難と感じる仕事として高い割合を示したものは、「教員への学校図書館利活用推進の働きかけ」、「チーム・ティーチングなどの授業中の支援」、「授業準

備の支援（資料選定、取り寄せ）」であり、実施困難な理由として高い割合を示したのは、「司書教諭自身が授業に追われ他の教員の指導や支援のために時間が取れないから」、「教員は授業優先で学校図書館活用や利用指導の時間の設定ができないから」が挙げられていた。以上のことから、司書教諭は、教員支援を実施したいが、時間不足を感じており、一方、支援される側の教員には、学校図書館利活用意識が乏しいことが分かる。

II. 研究の目的と方法

A. 研究の目的

本研究では、司書教諭の発令されている小学校において、司書教諭時間確保による学校図書館サービス、学校図書館利活用への効果と、司書教諭時間確保の有無と学校司書配置の有無で区分した学校状況の違いによる学校図書館サービス、学校図書館利活用への効果を考察することを目的とする。

B. 研究の方法

本研究では、独立行政法人国立青少年教育振興機構による「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」³⁾における「教員調査ワーキンググループ」³¹⁾によるウェブアンケート調査結果を基に、そのデータの一部を筆者の新しい視点で分析・考察するものである。

「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」では、子どもの読書環境の実態とともに、自治体の読書施策と子どもへの影響や効果、発達段階に応じた読書活動とキャリアの形成を把握し、国の施策に関する国際比較等を通して具体的な指標や事例を得た。その上で、子どもの読書活動の推進に資することを目的として、「地域・学校ワーキンググループ」、「外国調査ワーキンググループ」、「青少年調査ワーキンググループ」、「成人調査ワーキンググループ」、「教員調査ワーキンググループ」の5つのグループに分かれて調査研究が実施された。「教員調査ワーキンググループ」では、子どもの読書活動を指導する小・中・高等学校の教員の読書経験や読書環境を含めた読書活

動の実態と読書教育をめぐる学校環境・学校図書館環境について、ウェブアンケート調査を実施し、明らかにした。

まず、「教員調査ワーキンググループ」によるウェブアンケート調査「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究（教員調査）」の概要を示し、次に本研究の概要を示す。

1. 子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究（教員調査）の概要

a. 調査対象校、調査対象者

調査対象校は、小・中・高等学校各 2,000 校である。

学校単位に、「学校組織調査」と「教員調査」の2つの調査を実施し、「学校組織調査」は、校長または副校長（教頭）の1名が回答し、「教員調査」は、小学校の場合は、1年生（低学年）、3年生（中学年）、6年生（高学年）の学年主任3名が回答した（学年主任がいない場合は学年担当教員が回答）。中・高等学校は2年生の学年主任が回答した。

b. 調査対象校の条件

47都道府県より各都道府県、政令指定都市、市区町村の教育委員会のホームページ及び各学校のホームページに、メールアドレスが公開されている学校より地域ブロックごとの人口構成比を配慮して抽出した。なお、地域ブロックは以下の通り10地域に分類した。

- ・北海道：北海道
- ・東北：青森県、秋田県、山形県（岩手県、宮城県、福島県を除く）
- ・関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・北陸：富山県、石川県、福井県
- ・甲信越：新潟県、山梨県、長野県
- ・東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ・四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

・九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

c. 調査方法、調査期間、回収結果（回収率）

ウェブアンケート調査を2012年8月1日～8月31日に実施した。回収結果（回収率）は、小学校：571校（28.6%）、中学校578校（28.9%）、高等学校537校（26.9%）であった。

d. 調査目的、質問項目、回答方法

「学校組織調査」の目的は、学校の読書環境、学校図書館環境を明らかにすることであり、調査項目の概要は、(1) 学校の属性（学級数、児童・生徒数、教職員数等）、(2) 専門職の配置（司書教諭数、有資格者数、学校司書配置等）、(3) 学校図書館ボランティア活動状況、(4) 学校図書館の状況（蔵書冊数、データベース管理、新聞配備、図書標準達成、選書方法、年間貸出冊数の把握、開館時間等）(5) 学校の読書活動状況（全校一斉読書活動、その他の読書活動）、(6) 地域との連携（地域との連携、公共図書館との連携）、(7) 図書委員会活動の状況、(8) 読書活動に関する自由記述（教育方針、指導項目、課題等）である。

「教員調査」の目的は、教員、学校図書館担当教職員の読書活動、学校図書館利活用の実態を明らかにすることであり、調査項目の概要は、(1) 教員と学校の属性（学校種別、教員種別、地域や都市規模等）、(2) 朝の読書等の読書事業について（読書教育推進施策、読書活動の効果、新聞の教育活用等）、(3) 学校図書館について（学校図書館の取組、利活用状況、調べ学習での利活用、利活用の課題、役割、イメージ等）、(4) 学校図書館担当職員向け項目（調べ学習の支援、読書活動推進の方法、学校図書館運営予算等）(5) 教員の読書活動（読書の嗜好、読書状況、公共図書館の利用等）、(6) 教員のメディア利用（利用時間、学習活動等）、(7) 教職の状況（教職歴、担当学年と担当教科、研究教科等）(8) 教員自身の学校経験（調べ学習の経験、司書教諭課程の学習経験、司書教諭資格の有無）、(9) 読書教育の研修経験等である。

回答方法は、質問項目により、名義尺度（選択

肢法)と間隔尺度(4段階評価法)、比尺度(数量回答法)である。

以上の調査項目のうち、学校図書館に関する調査項目は、筆者の調査²⁾で作成した調査票を基に、筆者が中心となり教員調査ワーキンググループのメンバーで改訂・追加する形で作成した。

e. ウェブアンケート調査における「学校図書館担当職員」の概念

ウェブアンケート調査が実施されたのは、学校図書館法に「学校司書」が規定される前であったので、「学校図書館担当職員」は次の概念に従っている。“学校図書館の仕事を中心として行っている事務職員の通称、「学校図書館法」で規定されている専任の司書教諭が十分に配置されなかったため、日常の学校図書館サービスに当たる人が様々な形で雇用されるようになり、そうした職員がこの名で呼ばれている。地方自治体によっては、司書資格を持つ人を専任で学校図書館の運営にあたらせるなど、雇用の形式ばかりでなく、雇用された人の学歴や資格も多種多様である(略)”¹⁾[p. 36]。

2. 本研究の概要

a. 司書教諭発令校における4つの学校状況別の割合

司書教諭発令校を、司書教諭時間確保の有無と学校司書配置の有無の組み合わせで、4つの学校状況、①司書教諭時間確保有・学校司書有、②司書教諭時間確保有・学校司書無、③司書教諭時間確保無・学校司書有、④司書教諭時間確保無・学校司書無に分類した。それぞれの学校数をみると、③司書教諭時間確保無・学校司書有が一番多く(111校:45.1%)、④司書教諭時間確保無・学校司書無(95校:38.6%)、①司書教諭時間確保有・学校司書有(24校:9.8%)、②司書教

諭時間確保有・学校司書無(16校6.5%)、の順になっている。一方、司書教諭時間確保有40校(16.3%)、司書教諭時間確保無206校(83.7%)であり、学校司書有は135校(54.9%)、学校司書無は111校(45.1%)であった(第3表参照)。

司書教諭の時間確保の状況について文部科学省の平成24年度「学校図書館の現状に関する調査結果について」³²⁾と本ウェブアンケート調査を比較してみると、文部科学省の調査では、司書教諭の負担軽減有(本調査においては司書教諭時間確保有)の学校は、12学級以上の学校6.8%、11学級以下の学校7.4%を示し、本ウェブアンケート調査では571校中40校(7.0%)に司書教諭の時間確保があり、文部科学省の調査とほぼ同じ割合を示していた。

b. 質問項目、回答方法、項目数

司書教諭の時間確保による学校図書館サービス、学校図書館利活用への効果と、司書教諭の時間確保の有無と学校司書配置の有無で区分した学校状況の違いによる学校図書館サービス、学校図書館利活用への効果を検討するため、学校図書館サービスと学校図書館利活用に関する質問項目を分析項目とした。なお、ウェブアンケート調査における「学校図書館担当職員」は、本稿では「学校司書」とした。

「学校図書館サービス」に関する質問項目は、データベース管理、必読書コーナー設置、新聞配備、選書委員会開催、年間貸出冊数把握、図書標準達成、学習活動を充実させる資料が揃っている、開館時間の8項目である。回答方法別でみると、名義尺度(「はい、いいえ」の選択肢法)の質問は6項目:データベース管理、必読書コーナー設置、新聞配備、選書委員会開催、年間貸出冊数把握、図書標準達成である。4段階評価法

第3表 司書教諭発令校における4つの学校状況別の学校数と割合

	司書教諭時間確保有		司書教諭時間確保無		合計
	①学校司書有	②学校司書無	③学校司書有	④学校司書無	
学校数	24校	16校	111校	95校	246校
割合	9.8%	6.5%	45.1%	38.6%	100%

（「そうとは思わない、あまりそう思わない、そう思う、非常にそう思う」）でたずねた間隔尺度の質問は1項目：学習活動を充実させる資料が揃っているである。比尺度（数量回答法）でたずねた質問は1項目：開館時間である。以上質問項目の合計は8項目である。

「学校図書館利活用」に関する質問項目は、ブックトークの実施、公共図書館との連携、調べ学習時の相談、教科書以外の本の活用、実践例を参考にする、教科での図書館活用、意義・必要を感じる、学校図書館の役割：教員支援、学校図書館の役割：学び方を学ぶ、学校図書館のイメージ：親切なところ、年間貸出冊数：児童+教員、年間貸出冊数：児童の12項目である。回答方法別でみると、名義尺度（「はい、いいえ」の選択肢法）の質問項目は14項目：低学年・中学年・高学年別の4項目（調べ学習時の相談、教科書以外の本の活用、実践例を参考にする、教科での図書館活用）で12項目と他の2項目（ブックトークの実施、公共図書館との連携）である。4段階評価法（「そうとは思わない、あまりそう思わない、そう思う、非常にそう思う」「全く当てはまらない、あまり当てはまらない、まあ当てはまる、とても当てはまる」）でたずねた間隔尺度の質問は12項目：低学年・中学年・高学年別の4項目（意義・必要を感じる、学校図書館の役割：教員支援、学校図書館の役割：学び方を学ぶ、学校図書館のイメージ：親切なところ）である。比尺度（数量回答法）の質問は2項目：年間貸出冊数（児童+教員）、年間貸出冊数（児童）である。以上、質問項目の合計は28項目である。

c. 分析方法

司書教諭の時間確保による「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」への効果と司書教諭の時間確保の有無と学校司書配置の有無で区別した学校状況の違いによる「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」への効果を検討するために以下のような分析を実施した。

司書教諭発令校（246校）を4つの学校状況、

- ①司書教諭時間確保有・学校司書有（24校）、
- ②司書教諭時間確保有・学校司書無（16校）、

- ③司書教諭時間確保無・学校司書有（111校）、
- ④司書教諭時間確保無・学校司書無（95校）に分け、各質問項目の回答結果との比較分析（クロス集計）を行った。

名義尺度の質問項目には、「はい」と回答した学校の割合（%）を算出し、学校状況（司書教諭時間確保の有無と学校司書配置の有無の組み合わせによる4つの学校状況）と質問項目に対して χ^2 検定を行った。間隔尺度の質問項目の場合は、カテゴリを得点化し各群の平均値を算出し、質問項目の差にはKruskal Wallis検定を実施した。比尺度の質問項目は、分布に正規性を仮定するのが不適当であったため、分散分析ではなく、中央値（他25%点、75%点も算出した）を求め、質問項目の差にはKruskal Wallis検定を実施した。統計的有意差検定の有意水準は5%とし、統計解析ソフトウェアはSPSSを使用した。

III. 調査結果

調査結果は、名義尺度項目の結果、間隔尺度項目の結果、比尺度項目の結果の順に表にまとめた。各表は、「学校図書館サービス」に関する項目、「学校図書館利活用」に関する項目の順に整理した。これらをまとめたものが第4表、第5表、第6表、第7表である。

まず、A節において、司書教諭の時間確保と「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」との関係、次に、B節において、学校状況と「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」との関係についての調査結果を記す。

A. 司書教諭の時間確保と学校図書館サービス、学校図書館利活用との関係

1. 学校図書館サービスとの関係

司書教諭の時間確保と「学校図書館サービス」との関係を、まず、名義尺度項目（項目1～6）、次に、間隔尺度項目（項目7）、最後に、比尺度項目（項目8）の順に記す。名義尺度項目の結果は第4表、間隔尺度項目の結果は第5表、比尺度項目の結果は第7表の通りである。なお、司書教諭の時間確保と「学校図書館サービス」の関

司書教諭の活動時間の確保と学校司書の配置が学校図書館利活用に与える効果

第4表 名義尺度項目の結果:「はい」と回答した割合

名義尺度項目			司書教諭時間確保有				司書教諭時間確保無				P 値
			①学校司書有		②学校司書無		③学校司書有		④学校司書無		
項目			n	割合	n	割合	n	割合	n	割合	
サービス	1	データベース管理	20	83.3%	12	75.0%	85	76.6%	43	45.3%	<0.001*
	2	必読書コーナー設置	24	100%	12	75.0%	94	84.7%	60	63.2%	<0.001*
	3	新聞配備	18	75.0%	2	12.5%	55	49.5%	24	25.3%	<0.001*
	4	選書委員会開催	5	20.8%	0	0%	9	8.1%	5	5.3%	0.047*
	5	年間貸出冊数把握	20	83.3%	9	56.3%	100	90.1%	51	53.7%	<0.001*
	6	図書標準達成	13	54.2%	4	25.0%	72	64.9%	42	44.2%	0.003*
利活用	1	ブックトーク実施	17	70.8%	5	31.3%	56	50.5%	21	22.1%	<0.001*
	2	公共図書館との連携	24	100%	9	56.3%	80	72.1%	50	52.6%	<0.001*
	3	調べ学習時相談（低）	18	78.3%	6	46.2%	58	58.6%	21	25.6%	<0.001*
	4	調べ学習時相談（中）	16	76.2%	10	62.5%	52	52.5%	18	21.7%	<0.001*
	5	調べ学習時相談（高）	16	76.2%	5	31.3%	61	62.2%	15	19.2%	<0.001*
	6	教科書以外の本活用（低）	22	95.7%	8	61.5%	88	88.9%	74	90.2%	0.014*
	7	実践例を参考（中）	11	52.4%	3	18.8%	27	27.3%	35	42.2%	0.027*
	8	教科で図書館活用（中）	20	95.2%	13	81.3%	95	96.0%	81	97.6%	0.040*

（低）低学年，（中）中学年，（高）高学年を表す *：P<0.05

第5表 間隔尺度項目の結果1（学校図書館サービス）：順位の平均値

間隔尺度項目			司書教諭時間確保有				司書教諭時間確保無				P 値
			①学校司書有		②学校司書無		③学校司書有		④学校司書無		
項目			n	割合	n	割合	n	割合	n	割合	
サービス	7 資料が揃っている (低)	1	0	0.0%	1	7.7%	2	2.0%	6	7.3%	0.013*
		2	3	13.0%	7	53.8%	45	45.5%	37	45.1%	
		3	20	87.0%	5	38.5%	50	50.5%	34	41.5%	
		4	0	0.0%	0	0.0%	2	2.0%	5	6.1%	
		平均値	2.87		2.31		2.53		2.46		

（低）低学年を表す

※第5表、第6表における、順位のカテゴリは以下の通りである。

項目番号：7, 9

1 そうとは思わない, 2 あまりそう思わない, 3 そう思う, 4 非常にそう思う

項目番号：10, 11, 12, 13, 14

1 全く当てはまらない, 2 あまり当てはまらない, 3 まあ当てはまる, 4 とても当てはまる

係は、学校司書配置の有無で比較する。具体的には、まず「学校司書有」において司書教諭の①「時間確保有」と司書教諭の③「時間確保無」の差を求めた。次に、「学校司書無」についても同様に司書教諭の②「時間確保有」と司書教諭の④「時間確保無」の差を求めた。その差について、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」

より大きい、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より大きい、司書教諭の時間確保と「学校図書館サービス」との関係と比較した。さらに、前者と後者の値を比較し、「学校司書有」と「学校司書無」と「学校図書館サービス」との関係も比較した（第8表参照）。

第6表 間隔尺度項目の結果2 (学校図書館利活用): 順位の平均値

間隔尺度項目		司書教諭時間確保有				司書教諭時間確保無				P 値	
		①学校司書有		②学校司書無		③学校司書有		④学校司書無			
項目		n	割合	n	割合	n	割合	n	割合		
利活用	9 意義・必要を感じる(中)	1	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	2	2.4%	<0.001*
		2	0	0.0%	2	12.5%	6	6.1%	10	12.0%	
		3	10	47.6%	13	81.3%	69	69.7%	60	72.3%	
		4	11	52.4%	1	6.3%	23	23.2%	11	13.3%	
		平均値	3.52		2.94		3.15		2.96		
	10 役割教員支援(低)	1	0	0.0%	0	0.0%	3	3.0%	4	4.9%	0.013*
		2	0	0.0%	8	61.5%	23	23.2%	20	24.4%	
		3	18	78.3%	3	23.1%	63	63.6%	43	52.4%	
		4	5	21.7%	2	15.4%	10	10.1%	15	18.3%	
		平均値	3.22		2.54		2.81		2.84		
	11 役割学び方を学ぶ(低)	1	0	0.0%	1	7.7%	4	4.0%	0	0.0%	0.015*
		2	2	8.7%	3	23.1%	19	19.2%	8	9.8%	
		3	14	60.9%	6	46.2%	61	61.6%	51	62.2%	
		4	7	30.4%	3	23.1%	15	15.2%	23	28.0%	
		平均値	3.22		2.85		2.88		3.18		
	12 親切なところ(低)	1	0	0%	0	0%	0	0%	4	4.9%	<0.001*
		2	3	13.0%	6	46.2%	11	11.1%	32	39.0%	
		3	17	73.9%	6	46.2%	73	73.7%	42	51.2%	
		4	3	13.0%	1	7.7%	15	15.2%	4	4.9%	
		平均値	3.00		2.62		3.04		2.56		
13 親切なところ(中)	1	0	0%	0	0%	1	1.0%	4	4.8%	<0.001*	
	2	3	14.3%	8	50.0%	20	20.2%	31	37.3%		
	3	16	76.2%	7	43.8%	60	60.6%	44	53.0%		
	4	2	9.5%	1	6.3%	18	18.2%	4	4.8%		
	平均値	2.95		2.56		2.96		2.58			
14 親切なところ(高)	1	0	0%	0	0%	1	1.0%	1	1.3%	<0.001*	
	2	5	23.8%	7	43.8%	11	11.2%	27	34.6%		
	3	12	57.1%	9	56.3%	66	67.3%	45	57.7%		
	4	4	19.0%	0	0%	20	20.4%	5	6.4%		
	平均値	2.95		2.56		3.07		2.69			

Kruskal Wallis 検定 *: $P < 0.05$

司書教諭の活動時間の確保と学校司書の配置が学校図書館利活用に与える効果

第7表 比尺度項目の結果

比尺度項目			サービス	利活用	
項目番号			8	15	16
項目			開館時間（週）	年間貸出冊数 （全体：児童＋教員）	年間貸出冊数 （児童）
司書教諭時間確保有	①学校司書有	n	24 校	20 校	20 校
		中央値	29.5 時間	14250.0 冊	14220.0 冊
		25％点	12.3 時間	5895.5 冊	5795.5 冊
		75％点	38.0 時間	21150.0 冊	21087.5 冊
	②学校司書無	n	16 校	9 校	9 校
		中央値	34.0 時間	10284.0 冊	10284.0 冊
		25％点	7.5 時間	4520.0 冊	4365.0 冊
		75％点	35.0 時間	20700.0 冊	20595.0 冊
司書教諭時間確保無	③学校司書有	n	111 校	100 校	100 校
		中央値	30.0 時間	12943.0 冊	12668.0 冊
		25％点	7.0 時間	5031.3 冊	5001.3 冊
		75％点	35.0 時間	28822.8 冊	28656.0 冊
	④学校司書無	n	95 校	50 校	50 校
		中央値	26.5 時間	5125.5 冊	5125.5 冊
		25％点	3.8 時間	2000.0 冊	1975.0 冊
		75％点	36.3 時間	9805.0 冊	9675.0 冊
P 値			0.043*	<0.001*	<0.001*

Kruskal Wallis 検定 *：P<0.05

a. 名義尺度項目の結果

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より割合が高かったのは、必読書コーナー設置（項目2）の1項目だった。

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書無」が「学校司書有」より割合が高かったのは、データベース管理（項目1）の1項目だった。

「学校司書有」で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書無」では、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保

有」より割合が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より割合が高かったのは、新聞配備（項目3）、選書委員会開催（項目4）の2項目だった。

「学校司書有」で、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より割合が高く、「学校司書無」では、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書無」が「学校司書有」より割合が高かったのは、年間貸出冊数把握（項目5）の1項目だった。

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より割合が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より割合が高かったのは、図書標準達成（項目6）の1項目だった。

第8表 司書教諭時間確保の効果

項目			学校司書有 ①時間確保有－ ③時間確保無	学校司書無 ②時間確保有－ ④時間確保無	司書教諭時間確保の効果	
					学校司書有	学校司書無
サービス	1	データベース管理	6.7%	29.7%	○	○
	2	必読書コーナー設置	15.3%	11.8%	○	○
	3	新聞配備	25.5%	－12.8%	○	×
	4	選書委員会開催	12.7%	－5.3%	○	×
	5	年間貸出冊数把握	－6.8%	2.6%	×	○
	6	図書標準達成	－10.7%	－19.2%	×	×
	7	資料が揃っている（低）	0.34	－0.15	○	×
	8	開館時間（週）	－0.5 時間	7.5 時間	×	○
利活用	1	ブックトーク実施	20.3%	9.2%	○	○
	2	公共図書館との連携	27.9%	3.7%	○	○
	3	調べ学習時相談（低）	19.7%	20.6%	○	○
	4	調べ学習時相談（中）	23.7%	40.8%	○	○
	5	調べ学習時相談（高）	14.0%	12.1%	○	○
	6	教科書以外の本活用（低）	6.8%	－28.7%	○	×
	7	実践例を参考（中）	25.1%	－23.4%	○	×
	8	教科で図書館活用（中）	－0.8%	－16.3%	×	×
	9	意義・必要を感じる（中）	0.37	－0.02	○	×
	10	役割：教員支援（低）	0.41	－0.30	○	×
	11	役割：学び方を学ぶ（低）	0.34	－0.33	○	×
	12	イメージ：親切なところ（低）	－0.04	0.06	×	○
	13	イメージ：親切なところ（中）	－0.01	－0.02	×	×
	14	イメージ：親切なところ（高）	－0.12	－0.13	×	×
	15	年間貸出冊数（全体：児童＋教員）	1,307.0 冊	5,158.5 冊	○	○
	16	年間貸出冊数（児童）	1,552.0 冊	5,158.5 冊	○	○

（低）低学年，（中）中学年，（高）高学年を表す

b. 間隔尺度項目の結果

「学校司書有」で，司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より平均値が高く，「学校司書無」では，司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より平均値が高く，「学校司書有」が「学校司書無」より平均値が高かったのは，教科等の学習活動を充実させる資料が揃っている・低学年

（以下「（低）」（項目7）の1項目だった。

c. 比尺度項目の結果（中央値での比較）

「学校司書有」で，司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より時間が長く，「学校司書無」では，司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より時間が長く，「学校司書無」が「学校司書有」より時間が長かったのは，開館時間・週

(項目 8) の 1 項目だった。

2. 学校図書館利活用との関係

「司書教諭時間確保」と「学校図書館利活用」との関係は、先ず、名義尺度項目(項目 1～8)、次に、間隔尺度項目(項目 9～14)、最後に、比尺度項目(項目 15～16)の順に記す。名義尺度項目の結果は第 4 表、間隔尺度項目の結果は第 6 表、比尺度項目の結果は第 7 表の通りである。なお、「司書教諭の時間確保」と「学校図書館利活用」の関係を学校司書の有無で比較する。比較の方法は、本章 A 節 1 項学校図書館サービスとの関係と同様である(第 8 表参照)。

a. 名義尺度項目の結果

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より割合が高かったのは、ブックトーク実施(項目 1)、公共図書館との連携(項目 2)、調べ学習時相談・高学年(以下「(高)」)(項目 5)の 3 項目だった。

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書無」が「学校司書有」より割合が高かったのは、調べ学習時相談(低)(項目 3)、調べ学習時相談・中学年(以下「(中)」)(項目 4)の 2 項目だった。

「学校司書有」で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より割合が高く、「学校司書無」では、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より割合が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より割合が高かったのは、教科書以外の本活用(低)(項目 6)、実践例を参考(中)(項目 7)の 2 項目だった。

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より割合が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より割合が高かったのは、教科で図書館活用(中)(項目 8)の 1 項目だった。

b. 間隔尺度項目の結果

「学校司書有」で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より平均値が高く、「学校司書

無」では、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より平均値が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より平均値が高かったのは、意義・必要を感じる(中)(項目 9)、役割: 教員支援(低)(項目 10)、役割: 学び方を学ぶ(低)(項目 11)の 3 項目だった。

「学校司書有」で、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より平均値が高く、「学校司書無」では、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より平均値が高く、「学校司書無」が「学校司書有」より平均値が高かったのは、イメージ: 親切なところ(低)(項目 12)の 1 項目だった。

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より平均値が高く、「学校司書有」が「学校司書無」より平均値が高かったのは、イメージ: 親切なところ(中)(項目 13)、イメージ: 親切なところ(高)(項目 14)の 2 項目だった。

c. 比尺度項目の結果(中央値での比較)

「学校司書有」「学校司書無」の両方で、司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より冊数が多く、「学校司書無」が「学校司書有」より冊数が多かったのは、年間貸出冊数(全体: 児童+教員)(項目 15)、年間貸出冊数(児童)(項目 16)の 2 項目だった。

B. 学校状況と学校図書館サービス、学校図書館利活用との関係

1. 学校図書館サービスとの関係

学校状況と「学校図書館サービス」との関係は、先ず、名義尺度項目(項目 1～6)、次に、間隔尺度項目(項目 7)、最後に、比尺度項目(項目 8)の順に記す。名義尺度項目は第 4 表、間隔尺度項目は第 5 表、比尺度項目は第 7 表の通りである。なお、学校状況は①司書教諭時間確保有・学校司書有、②司書教諭時間確保有・学校司書無、③司書教諭時間確保無・学校司書有、④司書教諭時間確保無・学校司書無の 4 つである。なお、学校状況別の最も高かった項目を第 9 表にまとめた(第 9 表参照)。

第9表 学校状況別高評価項目の一覧

学校司書有無 司書教諭時間確保有無	項目			割合, 平均値, 数値
①司書教諭時間確保有・ 学校司書有	サービス	1	データベース管理	83.3%
		2	必読書コーナー設置	100.0%
		3	新聞配備	75.0%
		4	選書委員会開催	20.8%
		7	資料が揃っている (低)	2.87
	利活用	1	ブックトーク実施	70.8%
		2	公共図書館との連携	100.0%
		3	調べ学習時相談 (低)	78.3%
		4	調べ学習時相談 (中)	76.2%
		5	調べ学習時相談 (高)	76.2%
		6	教科書以外の本活用 (低)	95.7%
		7	実践例を参考 (中)	52.4%
		9	意義・必要を感じる (中)	3.52
		10	役割: 教員支援 (低)	3.22
		11	役割: 学び方を学ぶ (低)	3.22
		15	年間貸出冊数 (全体: 児童+教員)	14,250 冊
		16	年間貸出冊数 (児童)	14,220 冊
②司書教諭時間確保有・ 学校司書無	サービス	8	開館時間 (週)	34.0 時間
③司書教諭時間確保無・ 学校司書有	サービス	5	年間貸出冊数把握	90.1%
		6	図書標準達成	64.9%
	利活用	12	イメージ: 親切なところ (低)	3.04
		13	イメージ: 親切なところ (中)	2.96
		14	イメージ: 親切なところ (高)	3.07
④司書教諭時間確保無・ 学校司書無	利活用	8	教科で図書館活用 (中)	97.6%

(低) 低学年, (中) 中学年, (高) 高学年を表す

a. 名義尺度項目の結果

①の学校状況の割合が最も高かった項目は、データベース管理 (項目 1), 必読書コーナー設置 (項目 2), 新聞配備 (項目 3), 選書委員会の開催 (項目 4) の 4 項目だった。特に、必読書コーナー設置は割合が高く、100%だった。一方、選書委員会の開催は割合が低く、20.8%だった。

③の学校状況の割合が最も高かったのは、年間貸出冊数把握 (項目 5), 図書標準達成 (項目 6) の 2 項目だった。

b. 間隔尺度項目の結果

①の学校状況の順位の平均値が最も高かった項目は、資料が揃っている (低) (項目 7) の 1 項目だったが、順位の平均値は 2.87 と低かった。

c. 比尺度項目の結果（中央値での比較）

②の学校状況が最も長かった項目は、開館時間・週（項目8）のみで34.0時間であり、④の学校状況が一番短く26.5時間だった（第7表参照）。

2. 学校図書館利活用との関係

学校状況と「学校図書館利活用」との関係を、まず、名義尺度項目（項目1～8）、次に、間隔尺度項目（項目9～14）、最後に、比尺度項目（項目15～16）の順に記す。なお、学校状況は①司書教諭時間確保有・学校司書有、②司書教諭時間確保有・学校司書無、③司書教諭時間確保無・学校司書有、④司書教諭時間確保無・学校司書無の4つである。

a. 名義尺度項目の結果

①の学校状況の割合が最も高かった項目は、ブックトーク実施（項目1）、公共図書館との連携（項目2）、調べ学習時相談（低）（項目3）、調べ学習時相談（中）（項目4）、調べ学習時相談（高）（項目5）、教科書以外の本活用（低）（項目6）、実践例を参考（中）（項目7）の7項目であった。特に、公共図書館との連携と教科書以外の本活用（低）の割合が高く、それぞれ、100%、95.7%だった。また、実践例を参考（中）は、割合が52.4%と低かった。

④の学校状況の割合が最も高かった項目は、教科で図書館活用（中）（項目8）のみで、97.6%と割合が高かった。

b. 間隔尺度項目の結果

①の学校状況の割合が最も高かった項目は、意義・必要を感じる（中）（項目9）、役割：教員支援（低）（項目10）、役割：学び方を学ぶ（低）（項目11）の3項目だった。特に、意義・必要を感じる（中）は、順位の平均値が高く3.52だった。

③の学校状況の割合が最も高かった項目は、イメージ：親切なところ（低）（項目12）、イメージ：親切なところ（中）（項目13）、イメージ：親切なところ（高）（項目14）の3項目だった。

c. 比尺度項目の結果（中央値での比較）

①の学校状況の冊数が最も多かった項目は、年

間貸出冊数（全体：児童＋教員）（項目15）、年間貸出冊数（児童）（項目16）の2項目だった。これらの冊数は、最も少なかった④の学校状況の冊数の約2.8倍だった（第7表参照）。

なお、「年間貸出冊数（全体：児童＋教員）」、「年間貸出冊数（児童）」に関しては、まず把握しているかをたずね、把握している学校（179校）に対し、概ねの年間貸出冊数をたずね、数値での回答を求めた。

また、本ウェブアンケート調査実施年と同年に文部科学省によって実施された「学校図書館の現状に関する調査」（平成24年度）³²⁾の数値を参考データとして注に示した。

IV. 調査結果の分析と考察

A. 司書教諭の時間確保と学校司書の配置との関係の分析と考察

司書教諭の時間確保の効果があつたかを検証するために、学校司書の配置との関係で以下の4つの状況に分けて分析し、考察を行った（第8表参照）。

1. 学校司書の有無にかかわらず司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より取り組みの割合の高い項目

「学校図書館サービス」においては、データベース管理と必読書コーナー設置の2項目であり、一方、「学校図書館利活用」では、ブックトーク実施、公共図書館との連携、調べ学習時相談（低）、調べ学習時相談（中）、調べ学習時相談（高）、年間貸出冊数（全体：児童＋教員）、年間貸出冊数（児童）の7項目である。以上の9項目は、全ての学校状況で司書教諭の時間確保の効果が期待できる項目であり、司書教諭が大きくかわっている項目といえる。

2. 「学校司書有」の時のみ司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より取り組みの割合の高い項目

「学校図書館サービス」においては、新聞配備、選書委員会開催、資料が揃っている（低）の3項

目であり、一方、「学校図書館利活用」では、教科書以外の本活用（低）、実践例を参考（中）、意義・必要を感じる（中）、役割：教員支援（低）、役割：学び方を学ぶ（低）の5項目である。以上の8項目は、「学校司書有」の学校状況の時に司書教諭時間確保の効果が期待できる項目であり、学校司書が大きくかかわっている項目といえる。

3. 「学校司書無」の時のみ司書教諭の「時間確保有」が「時間確保無」より取り組みの割合の高い項目

「学校図書館サービス」においては、年間貸出冊数把握と開館時間の2項目であり、一方、「学校図書館利活用」では、イメージ：親切なところ（低）の1項目である。以上の3項目は、「学校司書無」の学校状況の時に司書教諭の時間確保の効果が期待できる項目であり、学校司書はあまりかかわっておらず、司書教諭が大きくかかわっている項目といえる。

4. 学校司書の有無にかかわらず、司書教諭の「時間確保無」が「時間確保有」より取り組みの割合の高い項目

「学校図書館サービス」においては、図書標準達成の1項目であり、一方、「学校図書館利活用」では、教科で図書館活用（中）、イメージ：親切なところ（中）、イメージ：親切なところ（高）の3項目である。以上の4項目は、全ての学校状況でも司書教諭の時間確保の効果が期待できない項目であり、司書教諭があまりかかわっていない項目といえる。図書標準達成に関しては、図書購入予算が関係しており、司書教諭の時間確保の効果として結果が出なかったものと思われる。教科で図書館活用（中）に関しては、取り組んでいる学校の割合が高く（81.3%～97.6%）（第4表参照）、特に④の学校状況においては97.6%の学校が取り組んでおり、4つの学校状況の中でも一番高い割合を示していた。つまり、ほとんどの学校において、教科での図書館活用がされているということであり、司書教諭の時間確保の効果としては、結果が出なかったものと思われる。学校図書

館のイメージ：親切なところに関しては、（中）、（高）ともに「学校司書有」（2.95～3.07）の方が、「学校司書無」（2.56～2.69）より高い順位の平均値を示しており（第6表参照）、学校図書館のイメージは、学校司書の配置が関係しており、司書教諭の時間確保の効果として結果が出なかったものとする。

B. 学校状況と学校図書館サービス、学校図書館利活用との関係の分析と考察

「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」に対する取り組みで高評価の項目の多い順は、学校状況別でみると、①司書教諭時間確保有・学校司書有、③司書教諭時間確保無・学校司書有、②司書教諭時間確保有・学校司書無、④司書教諭時間確保無・学校司書無の順であった（②、④は同順位）。それぞれの学校状況別の分析と考察を行った（第9表参照）。

①司書教諭時間確保有・学校司書有の学校状況での「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」が高評価である項目が多く、24項目中17項目（70.8%）あり、それらは、「学校図書館サービス」の5項目と、「学校図書館利活用」の12項目である。次に③司書教諭時間確保無・学校司書有の学校状況での「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」が高評価である項目は5項目（20.8%）あり、それらは、「学校図書館サービス」の2項目と「学校図書館利活用」の3項目である。一方、「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」が高評価である項目の少なかった学校状況は、②司書教諭時間確保有・学校司書無の学校状況で「学校図書館サービス」の1項目（4.2%）と④司書教諭時間確保無・学校司書無の学校状況で「学校図書館利活用」の1項目（4.2%）である。つまり、①司書教諭時間確保有・学校司書有の学校状況で「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」が高評価である項目が多く（70.8%）、①の学校状況は「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」に効果があることが明らかになった。以下に4つの学校状況別に、「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」で高評価の項目

を具体的に示す。

1. ①司書教諭時間確保有・学校司書有の学校状況が「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」で高評価であった17項目

「学校図書館サービス」の割合の高かった項目は、必読書コーナー設置、データベース管理、新聞配備、選書委員会開催、資料が揃っている（低）の5項目であり、「学校図書館利活用」では、公共図書館との連携、教科書以外の本活用（低）、調べ学習時相談（低）、（中）、（高）、ブックトーク実施、実践例を参考（中）、意義・必要を感じる（中）、役割：教員支援（低）、役割：学び方を学ぶ（低）、年間貸出冊数（全体、児童＋教員）、年間貸出冊数（児童）の12項目である。以上の17項目は、司書教諭と学校司書の協働があってこそ取り組まれる項目である。つまり、協働がなければなかなか取り組まれない項目であり、どちらか一方の配置では取り組んでいくことが難しい項目といえる。

2. ③司書教諭時間確保無・学校司書有の学校状況が「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」で高評価であった5項目

「学校図書館サービス」の割合の高かった項目は、年間貸出冊数の把握、図書標準達成の2項目であり、「学校図書館利活用」では、イメージ：親切なところ（高）、（低）、（中）の3項目である。以上の5項目は、学校司書が主にかかわっており、司書教諭はあまりかかわっていない項目である。

年間貸出冊数の把握に関して、「学校司書有」の場合に「司書教諭時間確保無」の割合が高かったが、学校状況別で見ると、①83.3%、②56.3%、③90.1%、④53.7%であり、「学校司書有」が「学校司書無」に比べ割合がかなり高かった。また、図書標準達成に関して、学校司書の有無にかかわらず「司書教諭時間確保無」の割合が高かったが、学校状況別で見ると、①54.2%、②25.0%、③64.9%、④44.2%であり、「学校司書有」が「学校司書無」に比べて割合が高かった（第4表参照）。

さらに、イメージ：親切なところ（低）、（中）、（高）に関して、「学校司書有」の場合に「司書教諭時間確保無」の方の平均値が高かったが、学校状況別の（低）、（中）、（高）で見ると、①3.00、2.95、2.95、②2.62、2.56、2.56、③3.04、2.96、3.07、④2.56、2.58、2.69であり、「学校司書有」が「学校司書無」に比べて平均値が高く同様であった（第6表参照）。

年間貸出冊数把握、図書標準達成、イメージ：親切なところ（低）、（中）、（高）の5項目は、以上に述べたように学校司書が主に関かかわっており、司書教諭はあまりかかわっていないので、「司書教諭時間確保無」が有効であるというような結果が出たのだろう。

3. ②司書教諭時間確保有・学校司書無の学校状況が「学校図書館サービス」で高評価であった1項目

「学校図書館サービス」の割合の高かった項目は、開館時間の1項目である。この項目に関して学校状況別では、①29.5時間、②34.0時間、③30.0時間、④26.5時間であり、④で開館時間が一番短いのは予想通りであったが、①②③の学校状況においての開館時間に関し、②の学校状況で一番開館時間が長いという結果であった。このことは、「学校司書有」の学校では、学校司書の勤務時間だけ開館し開館時間が短くなり（勤務時間が短い現状がある）、「学校司書無」の学校では司書教諭が学校図書館を管理しているため開館時間が長いという結果が出たと思われる（第7表参照）。

4. ④司書教諭時間確保無・学校司書無の学校状況が「学校図書館利活用」で高評価であった1項目

「学校図書館利活用」の割合の高かった項目は、教科で図書館活用（中）の1項目である。この項目に関して、学校状況別では①95.2%、②81.3%、③96.0%、④97.6%であり、「司書教諭時間確保有」で「学校司書有」が「学校司書無」に比べて割合が高く、「司書教諭時間確保無」で

は「学校司書無」が「学校司書有」より割合が高かった。また、学校司書の有無ともに、「司書教諭時間確保無」が「司書教諭時間確保有」に比べ割合が高かった。このことは、教科で図書館活用（中）に関しては、ほとんどの学校で取り組んでおり（81.3%～97.6%）、司書教諭の時間確保、学校司書の配置に関係なく教員に教科での図書館利活用が浸透しており、このような結果が出たのだと思われるが、なぜこのような結果が出たのか、教科での図書館利用（中）を教員がどのように捉えているのか等詳しく調べる必要がある（第4表参照）。

C. 司書教諭の時間確保の効果と学校司書の配置との関係

司書教諭の時間確保の有無の差の分析の結果、司書教諭の時間確保における「学校図書館サービス」、「学校図書館利活用」に対する効果については、どのような学校状況でも効果があるというわけではなく、学校司書の配置の有無の状況の違いで効果のある場合と効果のない場合があった（第8表参照）。

司書教諭の時間確保の効果有という結果の出た項目は、24項目中20項目（83.3%）と多く、司書教諭の時間確保の効果があることが検証された。それらを具体的にみていくと、学校司書の有無にかかわらず効果のあった項目、「学校司書有」の時のみ効果のあった項目、「学校司書無」の時のみ効果のあった項目、学校司書の有無にかかわらず効果のなかった項目の4つの状況があった。詳しく見ると以下の通りである。

学校司書の有無にかかわらず効果のあった項目は全部で9項目（37.5%）あり、それらは、「学校図書館サービス」の2項目（データベース管理、必読書コーナー設置）、「学校図書館利活用」の7項目（ブックトーク実施、公共図書館との連携、調べ学習時相談（低）、（中）、（高）、年間貸出冊数：児童+教員、年間貸出冊数：児童）である。それに対して、「学校司書有」の時のみ効果のあった項目は、8項目（33.3%）あり、それらは、「学校図書館サービス」の3項目（新聞配備、

選書委員会開催、資料が揃っている（低）、「学校図書館利活用」の5項目（教科書以外の本活用（低）、実践例を参考（中）、意義・必要を感じる（中）、役割：教員支援（低）、役割：学び方を学ぶ（低））である。一方、「学校司書無」の時のみ効果のあった項目は、3項目（12.5%）に留まった。それらは、「学校図書館サービス」の2項目（年間貸出冊数把握、開館時間）と「学校図書館利活用」の1項目（イメージ：親切なところ（低））である。最後に、学校司書の有無にかかわらず効果の観察されなかった項目は、合計4項目（16.7%）であり、「学校図書館サービス」の1項目（図書標準達成）、「学校図書館利活用」の3項目（教科で図書館活用（中）、イメージ：親切なところ（中）、（高））である。

さらに、司書教諭の時間確保の効果有という結果の出た20項目のうち、学校司書の有無に関係なく効果のあった9項目を除いた11項目を、学校司書の有無でみてみると、「学校司書有」の時に効果のあった項目は8項目（73%）、「学校司書無」の時に効果のあった項目は3項目（27%）であり、学校司書の配置が司書教諭の時間確保の効果に大きく貢献していることも明らかになった。

D. 司書教諭の時間確保の効果と学校司書の配置の効果の比較

司書教諭時間確保の効果は、項目数に表れている。「司書教諭時間確保有」は18項目（75.0%）であり、それは、「学校図書館サービス」の6項目と「学校図書館利活用」の12項目である。「司書教諭時間確保無」は6項目（25.0%）であり、それは、「学校図書館サービス」の2項目と「学校図書館利活用」の4項目であり、大きな差が認められた。

一方、学校司書の配置の効果を学校状況別の結果からみてみると、「学校司書有」は22項目（91.7%）であり、それは、「学校図書館サービス」の7項目と「学校図書館利活用」の15項目である。また、「学校司書無」は2項目（8.3%）であり、それは、「学校図書館サービス」の1項目と「学校図書館利活用」の1項目であり、大きな差

が認められた（第9表参照）。

したがって、これらの結果から、司書教諭の時間確保、学校司書の配置は「学校図書館サービス」と「学校図書館利活用」に大きな効果があることが検証された。特に、「学校司書配置」の方が「司書教諭時間確保」に比べ、「学校図書館サービス」と「学校図書館利活用」により一層の効果があることも明らかになった。

E. 司書教諭の時間確保、学校司書の配置の必要性

今まで述べてきたように、「学校図書館サービス」の充実と「学校図書館利活用」の推進のためには、ただ単に司書教諭を発令したり、単に学校司書を配置するだけでなく、司書教諭の時間確保と学校司書の配置という2つの要因について考える必要がある。各自治体（教育委員会）は今後の学校司書の配置を進めていく際に、これらの2要因の実施における優先順位を明確にし、学校司書配置計画を策定することが望まれる。つまり、司書教諭の時間確保と学校司書の配置の双方が整ってこそ、両者の協働（コミュニケーション、コラボレーション、創造）が可能となるのである。しかし、今回の調査でこれらの要件を満たしている学校は、司書教諭配置校（246校）では9.8%（24校）であり、司書教諭未配置校を含む全回答校（571校）で換算するとわずか4.2%であった。

V. おわりに

A. 司書教諭の専任化の限界と時間確保の可能性

司書教諭の職務量から考えたら専任にする必要はあると誰もが認めるところである。司書教諭を専任にするためには、教員を新たに1人配置しなくてはならず、そのためには、法律上の規定が必要である。つまり、学校教育法、学校図書館法、教職員定数法、教育職員免許法、地方教育行政組織及び運営に関する法律、教育公務員特例法に規定し、定員措置を伴う必要がある。しかし、財政緊縮の折、少子化ということで財務省（財政制度等審議会）からは教員削減案が出ている昨今である³³⁾。それに対し、文部科学省（中央教育

審議会）は「教職員定数に係る緊急提言」で反論しているが³⁴⁾、多くの問題を抱えた学校にとり、それらに対応する必要な教員が足りない状況があり、専任司書教諭配置まで手が回らないのが現状である。つまり、司書教諭の専任化は困難を極めるということである。

一方、学校司書は学校図書館法に明記されたことで、努力義務ながら今後は配置が進んでいくことが予想される。学校司書は、資格要件なし、身分の保証なし（学校教育法、教職員定数法に学校の教職員と規定される必要がある）ではあるが、学校図書館の整備等専門的業務を担っていくこととなり、学校司書が配置されることで、司書教諭の膨大な職務は軽減されていくことも予想される。つまり、専任でなくとも司書教諭の授業時間確保があれば、司書教諭は教員と学校図書館の機能を結びつけることができるようになるであろう。また、司書教諭は各学校に2.8人いるとの調査結果がある²²⁾。時間確保した司書教諭を複数発令することで、専任でなくとも教員支援が可能となる。他方、司書教諭が専任でなく学級担任兼務、教科担任兼務で授業を持っているということにも意義がある。司書教諭が教員の授業を学校図書館から支援する際に、授業を持っているということが大いに役に立つことと思われる。

司書教諭の時間確保のためには、加配教員を充てるか、校内で教員間の時間を調整する等協力体制を作る必要がある。さらに、学校図書館を支援する指導主事を各自治体（教育委員会）に配置し、教育委員会の規則等に司書教諭の時間確保を明記することで司書教諭の時間確保は可能となるのではないだろうか。

司書教諭に時間確保がなされることで、学校図書館が司書教諭まかせとなってしまう、結果として教員に利活用されなくなってしまうのでは、本末転倒である。校長のリーダーシップの下、司書教諭を中心に全教員で学校図書館を運営活用していく学校体制、組織作りは欠かせない。そのためには、学校図書館の意義、学校図書館利活用授業の良さを全教員が理解していることと全教員の学校図書館利活用への意欲が前提となるだろう。授

業優先で学校図書館利活用の時間設定の出来ない教員、多忙感³⁵⁾を持つ教員の学校図書館利活用への意欲を呼び起こすのは司書教諭なのである。

B. 二職種併置の利点

学校図書館の専門職員に関しては、1つの業務に2つの専門職があるのはおかしい、司書教諭または学校司書を一職種配置すべきだとの意見がある。

はたして、学校図書館に2つの専門職が同居していることでのメリットはないのだろうか。学校図書館に教育の専門家の司書教諭と図書館の専門家の学校司書という質的に異なる専門家がいることで、その協働（コミュニケーション、コラボレーション、創造）が行われ、互いに学び合い、より良いものが作られていく可能性はないのだろうか。学校図書館の職務では重なる部分も多いと思われるが、それぞれの経験を活かして足りないところを補い合いながら児童生徒、教員の利用の一層の促進を図れるのではないかと筆者は考えている。司書教諭にしても、学校司書にしても、多様な働き方の現状があるのだから、柔軟にそれぞれの能力を最大限に発揮できる形を作り上げていくこと、このことが、ひいては、学校のエデュケーションの展開に貢献することになると筆者は確信する。

ただし、司書教諭、学校司書が社会的に有用であることが外部から認知され、それぞれ訓練を受け、一定水準の知識と技術を持つことを前提とした上で、自律的にその職務を果たしていく専門職員であること¹⁾[p. 134]が条件となる。

C. 今後の課題

今後、学校図書館を利活用した学びを促進するためには、司書教諭時間確保と学校司書配置を進め、学校図書館からの教員サポート機能の充実を進めていくことが鍵となる。そのためには、各自自治体（教育委員会）からの支援と共に、各学校における管理職・司書教諭・教職員の学校図書館利活用に関する意識の喚起、学校全体で推進するために組織的・計画的な体制、つまり、学校図書館支援システムをどのように構築するかが課題である。

しかし、本研究では、学校図書館サービス、学校図書館利活用を促進する要因として、司書教諭時間確保と学校司書配置の2つを明らかにするとどまっている。今後は、学校図書館サービス・学校図書館利活用促進に関連する、司書教諭及び教員の学校図書館利活用に対する意識と学校図書館活用スキル、学校司書の資質とスキル、教育委員会から学校図書館への支援、文部科学省の学校図書館に関する施策等他の要因との関連の検討も必要である。

謝 辞

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科情報メディアマネジメント分野の指導教官でありご指導をいただいております平久江祐司教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構の皆さま、多くの励ましを頂いた教員調査ワーキンググループのメンバーの方々、お忙しい中アンケート調査にご協力いただいた先生方、査読者、編集委員の皆様

注・引用文献

- 1) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会. 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善株式会社, 2013, 284p.
“図書館サービス (library service): 図書館がサービス対象者の情報ニーズに合わせて提供するサービス全体。(略) 図書館サービスは大きく分けて、資料の収集、組織化、保管といったテクニカルサービスと図書館が利用者に対して直接関わる利用者サービス (パブリックサービス) とに分けることができる。(略)” 本研究ではテクニカルサービスとパブリックサービス双方を合わせて図書館サービスとする。
- 2) 松本美智子. 小学校教員の学校図書館に対する意識と利用の実態: 質問紙調査と面接調査より. Library and Information Science. 2012, no. 68, p. 55-84.
教員に対し、調べ学習での利用の工夫を質問した結果、図書館活用度の高い教員の65%、活用度の低い教員の50%が「学校図書館担当者に相談・依頼をする」と回答している。
- 3) 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター総務企画部調査・広報課編集. 教員調査ワーキンググループ報告書. 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター総務企画部調査・広報課,

- 2013, 218p. (子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究).
http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/77/, (参照 2016-02-26).
 教員に対し、学校図書館の役割を質問した結果、72.9%の教員が「教員への資料提供・指導のサポート」を挙げている。
 報告書において、調査結果を公開しているが、分析・考察は本研究とは重ならない。
- 4) 全国学校図書館協議会『学校図書館五〇年史』編集委員会編、学校図書館五〇年史、全国学校図書館協議会、2004, 575p.
 - 5) 学校教育法 (1947 年制定) 37 条, 37条-2
 小・中学校には「校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない」「前項のほか、副校長、主幹教員、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことが出来る」
 - 6) 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 (1958 年規定)
 第 2 条:「教育職員」とは「学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校 (略) 養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう」
 - 7) 文部科学省. “学校図書館司書教諭の発令について”. 文部科学省. 2003.
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20030121001/t20030121001.html, (参照 2015-10-03).
 - 8) 全国学校図書館協議会研究部・調査部. 2015 年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2015, no. 781, p. 33-65.
 - 9) 文部科学省. “平成 26 年度「学校図書館の現状に関する調査結果について」”. 文部科学省.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2015/06/02/1358454/_01.pdf, (参照 2015-10-03).
 - 10) “学校図書館法”.
<http://www.tcp-ip.or.jp/~syaraku/gakkoutosyohou.htm>, (参照 2016-01-28).
 - 11) 文部省初等中等局. “学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について (通知)”. 1997.
<http://www.tcp-ip.or.jp/~syaraku/gakkoutosyohou.htm>, (参照 2016-01-28).
 - 12) 日本図書館協会学校図書館問題プロジェクト・チーム. “学校図書館専門職員の整備・充実に向けて: 司書教諭と学校司書の関係・協同を考える”. 1999.
<http://www.iinan-net.jp/~tosyokan/tosyokan/170303%20tosyokan.htm>, (参照 2016-01-28).
 - 13) 全国学校図書館協議会. “司書教諭とは?”. 全国学校図書館協議会.
http://www.j-sla.or.jp/new-shishokyoyu/sisyo_kyoyuutoha.html, (参照 2015-10-03).
 - 14) 文部科学省. “第 II 章情報化に対応した教育環境について”. 情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて: 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告. 文部科学省. 1998.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/980801.htm, (参照 2016-02-26).
 - 15) 全国学校図書館協議会. “学校司書とは?”. 全国学校図書館協議会.
<http://www.j-sla.or.jp/new-shishokyoyu/gakkousishotoha.html>, (参照 2015-10-03).
 - 16) 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議. “これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について (報告)”. 文部科学省. 2014.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm, (参照 2016-06-06).
 - 17) 学校事務職員の複数配置 (義務標準法第 9 条第 3 号, 高校標準法第 12 条第 2 号)
 小学校: 27 学級以上の学校, 中学校: 21 学級以上の学校, 高等学校: 収容定員 441 人 (12 学級以上) の学校. 小・中学校については, 大規模校における学校図書館担当事務職員の配置等が可能となるよう, 事務職員複数配置のための定数措置を行っているが, 当該定数が実際に学校図書館担当職員の定数として活用される例は極めて少ない。
 - 18) 全国学校図書館協議会研究調査部. 2011 年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2011, no. 733, p. 45-49.
 - 19) 全国学校図書館協議会研究調査部. 2012 年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2012, no. 745, p. 48-54.
 - 20) 全国学校図書館協議会研究調査部. 2013 年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2013, no. 757, p. 44-48.
 - 21) 全国学校図書館協議会研究調査部. 2014 年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2014, no. 769, p. 45-50.
 - 22) 全国学校図書館協議会研究調査部. 2015 年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2015, no. 781, p. 43-49.
 - 23) 活字文化議員連盟. “文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開”. 2005.
<http://www.jbpa.or.jp/nenshi/pdf/0505.pdf>, (参照 2015-12-27).
 - 24) 北田明美. 鳥取・羽合小「アロハ図書館タイム」はじめます. 全国学校図書館協議会, 2013, 47p.
 - 25) 荒川区. “平成 26 年度予算主要事業”. 2014-02-06.

- http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kusei/yosan/h260206yosan.files/h26_shuyoujigyoku.pdf, (参照 2015-12-27).
- 26) 山口勇. 労働過重の学校図書館主任: 学校図書館担当教員の実態. 学校図書館. 1960, vol. 121, p. 22-24.
- 27) 入江久恵. 司書教諭の役割が活きる読書活動推進の在り方: 読書指導・利用指導及び学校体制づくりに関する実態調査・事例研究に基づいて. 福岡市教育センター研究紀要. 2003, vol. 883, p. 17-18.
- 28) 山口真也, 呉屋美奈子. “沖縄県学校図書館における雇用問題: 司書教諭配置義務化後の変化と今後の望ましい雇用体制に関する考察”. 西日本図書館学担当大学教員連絡協議会第12回総会・研究発表会. 宜野湾市, 2005-12-24. 西日本図書館学担当大学教員連絡協議会, 2005, 8p.
- 29) 安藤友張. 学校図書館法改正後の鳥取県・岩手県における専任司書教諭配置施策に関する事例研究. 九州国際大学教養研究, 2009, vol. 16, no. 2, p. 1-39.
- 30) 日本学校図書館学会調査委員会. 学校図書館の現状に関するアンケート調査: 平成 22・23 年度調査研究報告書. 日本学校図書館学会, 2012, 57p.
- 31) 前掲 3) 国立青少年教育振興機構「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」における「教員調査ワーキンググループ」を指す。メンバーは、立田慶裕（リーダー）、秋田喜代美、今西幸蔵、荻野亮吾、栞原靖、酒井達哉、野村和、松本美智子である。
- 32) 文部科学省. “平成 24 年度「学校図書館の現状に関する調査結果について」”. 文部科学省. 2013-02-05.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2013/05/16/1330588_01.pdf, (参照 2016-02-26).
本ウェブ調査の調査項目と平成 24 年度の学校図書館の現状調査項目で一致した項目として、データベース化、必読書コーナー設置、新聞配備、図書標準達成、ブックトーク実施、公共図書館との連携の 6 項目あった（年間貸出冊数、開館時間に関する調査項目はなかった）。それらの項目を抽出し以下に割合を示す。なお、（ ）内の割合は、本ウェブ調査における 4 つの学校状況の平均値である。データベース化: 64.1% (70.1%), 必読書コーナー設置: 71.6% (80.7%), 新聞配備: 24.5% (40.6%), 図書標準達成: 56.8% (47.1%), ブックトーク実施: 35.5% (43.7%), 公共図書館との連携: 76.5% (70.3%) であった。本ウェブ調査の割合が高かった項目は、データベース化、必読書コーナー設置、新聞配備、ブックトークの実施の 4 項目であった。一方、割合が低かった項目は、図書標準達成、公共図書館との連携の 2 項目であった。
- 33) 先生の数 現場の実態踏まえよ. 朝日新聞. 2015-11-08, 朝刊, 13 版, 10 面.
“公立小中学校の先生の定数について、今の 694,000 人から、今後 9 年間で 37,000 人減らすよう財務省が文部科学省に求めている”
- 34) 中央教育審議会. “教職員定数に係る緊急提言”. 文部科学省. 2015-10-28.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1363512.htm, (参照 2015-11-27).
緊急提言の内容 “教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである”
- 35) 教員勤務実態調査（小・中学校）報告書: 平成 18 年度文部科学省委託調査研究報告書. 東京大学, 2007, 314p.
<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/dataill.php?id=3261>, (参照 2016-02-26).
“学校現場を取り巻く課題は複雑化・多様化して教員の仕事は拡大し多様化しており、大部分の教員（92%）が教員の行う仕事が多すぎると感じている”

要 旨

【目的】 司書教諭が発令されている小学校において、司書教諭時間確保による学校図書館サービスとその学校図書館利活用への効果、さらに司書教諭時間確保の有無と学校司書配置の有無で区分した学校状況の違いによる学校図書館サービスとその学校図書館利活用への効果を考察することを目的とする。

【方法】 2012年8月、小・中・高等学校各2,000校に実施された国立青少年教育振興機構によるウェブアンケートのデータに基づき、司書教諭発令の小学校246校を対象に、司書教諭時間確保の有無、学校司書の有無で4つの学校状況（①司書教諭時間確保有・学校司書有、②司書教諭時間確保有・学校司書無、③司書教諭時間確保無・学校司書有、④司書教諭時間確保無・学校司書無）に分け、学校図書館サービス、学校図書館利活用とのクロス集計を実施し、司書教諭時間確保と4つの学校状況別の効果を分析した。

【結果】 司書教諭時間確保の効果の分析では、司書教諭時間確保をしている学校では、学校図書館サービス、学校図書館利活用の項目24項目中20項目（83.3%）に効果が見られ、司書教諭時間確保が学校図書館サービス、学校図書館利活用に有効であることが明らかになった。また、4つの学校状況別の効果の分析では、①司書教諭時間確保有・学校司書有の学校状況が、学校図書館サービス、学校図書館利活用の項目24項目中17項目（70.8%）で高評価を示しており、①の学校状況が学校図書館サービス、学校図書館利活用に最も有効であることが明らかになった。さらに、4つの学校状況別の効果の結果から、学校司書を配置している学校（91.7%の項目が高評価）が、司書教諭時間を確保している学校（75.0%の項目が高評価）に比べ、学校図書館サービス、学校図書館利活用に有効であることも明らかになった。